

～国の「持続化給付金」の対象から外れる市内事業者の皆様へ～

延岡市地元事業者緊急支援事業

緊急支援給付金

給付対象者

- 売上が、前年同月比で25%以上50%未満の範囲内で減少している事業者。
- 市内で事業を営む中小企業者等（商工業に限らず幅広い業種が対象）で、法人にあっては市内に本店を有する者、個人事業者にあっては市内に住所を有する者であること 等。

給付額

- 上限30万円の範囲内で、下記の方法によって算出した額。
- 前年総売上 - （前年同月比で売上が25%以上50%未満となった月の売上）×12月
- 家賃やリース料、人件費など、事業全般に使用できます。

申請手続き

- 所定の申請書（市HP、市役所、商工会議所等で配布）に売上等を証明できる書類等を添付しての、郵便による申請となります。
- 申請受付は、令和2年5月11日から令和3年2月28日（当日消印有効）まで受付。

給付対象者

要件 1

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で25%以上50%未満の範囲内で減少している者

- ※ 1. 本年（2020年）1月から12月のうち、昨年（2019年）の同月比で、売上が25%以上50%未満の範囲内で減少した月がひと月でもあれば対象となります。
- ※ 2. 2019年中に創業した方などについては、特例があります。
- ※ 3. 前年同月比で**売上が50%以上減少すれば、国の「持続化給付金」の対象**となります。
国の「持続化給付金」を受給した方は、市の「緊急支援給付金」は受給できません。

要件 2

市内で事業を営む事業者等（商工業に限らず、幅広い業種が対象）で、令和2年4月1日時点で、法人にあっては市内に本店を有する者、個人事業者にあっては市内に住所を有する者であること

- ※ 1. 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者が対象となります。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象となります。
- ※ 2. 個人で農林水産業を営んでいる方も、国の「持続化給付金」及び市の「緊急支援給付金」の受給対象者となります。

要件 3

- 2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者に該当しないこと
- 公共法人や宗教上の組織もしくは団体、政治団体に該当しないこと

給付額

上限30万円の範囲内で、下記の方法によって算出した額

前年総売上 - (前年同月比で売上が25%以上50%未満となった月の売上) × 12月

例) ・前年総売上 = 600万円 ・前年同月比で売上が25%以上50%未満となった月の売上 = 30万円

給付額 600万円 - 30万円 × 12月 = 240万円 ※ 上限30万円を給付

注意

- ・本年中のひと月でも、前年同月比の売上が50%以上減少している又は予測される方は、国の「持続化給付金」を優先して活用された方が、給付金の額が多額（法人200万円、個人100万円が上限）となります。
- ・結果として国の「持続化給付金」の対象とならなかった（本年12月までのひと月において前年同月比の売上が50%以上の減少とならなかった）場合でも、本年12月までのひと月において前年同月比で売上が25%以上50%未満となった場合には市の「緊急支援給付金」が受給できます。（申請の受付も来年2月までとなっています）
- ・国の「持続化給付金」と市の「緊急支援給付金」の重複受給はできません。
- ・偽り、その他不正の手段によって「緊急支援給付金」を受給したとき、又は「持続化給付金」の受給が確認され、「緊急支援給付金」の返還の求めに応じなかったときは、次の対応を行う場合があります。
 - ①申請者の屋号・雅号等の発表
 - ②申請者の告発

給付金の給付例

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | 2019 | 50 | 40 | 70 | 70 | 60 | 50 | 70 | 70 | 50 | 40 | 40 | 70 |
| 例1 | 2020 | 50 | 30 | 20 | 10 | | | | | | | | |
| 例2 | 2020 | 60 | 30 | 50 | 40 | 35 | 30 | 30 | 30 | 40 | 30 | 40 | 40 |

【例1】

既に昨年同月比売上**50%以上減**となっていることから、国の「持続化給付金」の活用が有利

【例2】

- ※1. 4月の売上が既に昨年同月比売上**約43%減**となっていることから、市の「緊急支援給付金」の対象となる。
- ※2. 7月の売上予測では**50%以上減**となる見込みとなっていることから、7月の売上実績を待って、国の「持続化給付金」を活用する方が金額的には有利。
- ※3. 仮に7月の売上が50%減とならなかった場合でも、市の「緊急支援給付金」を受けることができる。

例2での給付金額

- ・ 緊急支援給付金 $2019\text{年度の売上総額}680\text{万円} - 480\text{万円} (40\text{万円} \times 12\text{月}) = 200\text{万円} \Rightarrow \underline{30\text{万円 (上限)}}$
- ・ 持続化給付金 $2019\text{年度の売上総額}680\text{万円} - 360\text{万円} (30\text{万円} \times 12\text{月}) = 320\text{万円} \Rightarrow \underline{100\text{万円 (上限)}}$

申請手続き

申請書・申請の手引き等の交付開始：令和2年5月8日（金）

申請書受付期間：令和2年5月11日（月）から令和3年2月28日（日）まで

1. 「緊急支援給付金給付申請書」の提出（郵送）

- ①申請書、申請の手引きは、市ホームページ又は市役所、総合支所、商工会議所、商工会等で入手してください。
- ②申請書に必要事項を記入、押印のうえ、下記の書類を添付して、郵送により申請してください。
《添付書類》
 - ◆法人 前期確定申告書の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿等（写し）、通帳の写し
 - ◆個人事業主 本人確認書類、2019年の確定申告書の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿等（写し）、通帳の写し
- ③郵送先、添付書類の内容、その他の詳細事項は、申請の手引きに記載していますので、必ず熟読の上、申請してください。

2. 申請内容の審査、給付決定

申請書を受付後、書類等に不備がなければ2週間程度で給付（予定）

- ①申請書の記載内容や必要な書面が揃っているか、売上の減少率が添付書類で確認できるか等について審査を行います。
- ②審査完了後、給付決定通知書を郵送するとともに、給付金を申請書に記載された口座に振り込みます。

「緊急支援給付金」に関するお問い合わせはコールセンターまで

フリーダイヤル **0120-443-055**（お問い合わせセンター）

*受付時間 9時00分～18時00分（土日祝日及び年末年始12月29日～1月3日を除く）

＜令和2年5月末までは、土曜日・日曜日も受付を行います＞